広島・長崎爆心地中間点上毛町－未来へつなぐ平和の架け橋事業

「原爆ポスター展」の開催

７月12日(月)から７月30日(金)までの期間、げんきの杜、大平支所及び上毛町役場にて「原爆ポスター展」を開催します。

これは、広島・長崎両市の爆心地の中間点である上毛町から核兵器の廃絶、世界恒久平和を発信することを目的として開催するものです。

本年度は、２歳で被爆し10年後に白血病で亡くなった佐々木禎子さんの一生を通して原爆被害の実相と平和の大切さを伝える「サダコと折り紙ポスター」を展示します。

多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

開催会場および開催日

＊げんきの杜
７月12日(月)～16日(金)

＊大平支所
７月19日(月)～23日(金)

＊上毛町役場
７月26日(月)～30日(金)

●問い合わせ先　開発交流推進課　開発交流推進係　TEL 72-3111(内線232)

令和３年度 上毛町少年海外体験学習 「バンコク友好の翼」海外研修の中止について

上毛町では、例年８月にタイ王国バンコク都に渡航し、チュラローンコーン大学附属小学校との学校交流やホームステイ、企業訪問など社会見学を行うことを通じて、タイの生活文化を体験しています。

しかし、本年度についても昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大懸念により、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、海外研修を中止とさせていただきます。

何とぞご理解のほどよろしくお願いします。

※海外研修の中止に伴い、渡航前に行う事前研修も中止とさせていただきます。

●問い合わせ先
上毛町教育委員会　教務課　社会教育係
TEL 72-3165(内線172・240)

７月は福岡県同和問題啓発強調月間です

私たちの身の回りには、依然として差別が存在しています。なかでも同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるという重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」という人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として、全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力で、誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

●問い合わせ先
住民課　住民福祉係　TEL 72-3116(内線142)

「福岡県学習支援」教室参加児童募集中

進学のための「学習塾」のような教室ではなく、学校の予習復習など基礎的な学習や、日常生活における学習習慣を身に付けるための教室です。

■対 象 者　上毛町に在住の小中学生
■定　　員　小中学生　各10名
※希望される方は、事前に申し込みが必要です。
定員になり次第締め切ります。
※受講前に親子面談で学習内容の希望をお聞きします。
面談日時は希望者に個別に連絡します。
■実施日程　毎週金曜日　16:30～18:00
※7月16日(金)より開始しますが、新型コロナウイルス対策の状況により開始日が変更になる場合があります。
■実施場所　げんきの杜
※事業運営側での送迎はありません。
■費　　用　無料
●申し込み・問い合わせ先
株式会社　トライグループ　行政事業部(九州)
TEL 092-751-9711

第16回上毛町軟式野球大会中止のお知らせ

８月14日(土)から15日(日)に開催を予定しておりました上毛町軟式野球大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念により、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、中止とさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いします。

■主　　催　上毛町スポーツ協会
(旧 上毛町体育協会)

●問い合わせ先
上毛町スポーツ協会事務局(教務課社会教育係)
TEL 72-3165(内線176)

[上毛町独自支援策] 子育て世帯に対し 緊急生活支援金を支給します

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、0歳～18歳の児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童)を養育している世帯に対し、緊急生活支援金を支給する事業です。
※本事業は国の実施する子育て世帯生活支援特別給付金とは別の町の独自事業です。

対象となる見込みの世帯には個別に申請書を郵送します

支給対象者　令和３年６月１日(基準日)時点に上毛町に住民登録があり、対象児童を養育している方
※配偶者の暴力を理由に避難している方や施設入所児童の場合は住民登録要件に例外があります。
※基準日の翌日以降に転出した場合は給付対象となりません。

対象児童　支給対象者が養育する0歳から18歳の児童
(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童)
※基準日に上毛町に住民登録がある方が、今年度に出生した場合は支給対象になります。出生児分は、出生後に別途申請してください。
※別居監護について
町が児童手当を支給していない公務員の方で別居監護対象児童がいる方、また、就学のために別市町村に居住する高校生を養育する方は別居監護の申立書を提出してください。
【添付資料】扶養関係がわかる書類(健康保険証等)、就学状況がわかるもの(在学証明書や学生証等)の写し

支給額　対象児童１人あたり　30,000円

※支援金を受けるためには申請が必要です。
※申請書に必要事項を記入し、返信用封筒にて郵送で提出してください。

[国事業分] 低所得の子育て世帯に対し 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

(ひとり親世帯以外分)

低所得(非課税)の子育て世帯に給付金を支給する事業です。
※ひとり親世帯の給付金をすでに受けている場合は、重複して支給は受けられません。
※上毛町の子育て世帯緊急生活支援金とは重複して受けられます。

支給対象者　次のいずれかに該当する方
・支給対象児童を養育する父母等で、令和３年度住民税(均等割)が非課税の方
・令和３年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

対象児童　令和３年３月31日時点で18歳未満の児童
(特別児童扶養手当の受給対象である障がい児の場合、20歳未満)

支給額　対象児童１人あたり　50,000円

◎給付金の支給手続き
1. 令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
申請は不要です。対象者には後日通知し指定口座に振り込みます。
2. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)
申請が必要です。該当する方は、子ども未来課にて申請手続を行ってください。

＊詳しくは町ホームページをご覧ください。 https://www.town.koge.lg.jp

●問い合わせ先　子ども未来課　子育て支援係　TEL 72-3127(内線229)